四　特例雇用受入れ施設が特例ベトナム厚生労働省告示第二の一の2又は二の2に定める要件を満たしており、かつ、同施設で行う研修が同告示第二の一の3又は二の3に定める要件を満たしていること。

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

1　平成二十六年度入国特例ベトナム人看護師候補者　平成三十年一月一日

2　平成二十七年度入国特例ベトナム人看護師候補者　平成三十一年一月一日

3　平成二十七年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者　平成三十一年一月一日

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

1　平成二十六年度入国特例ベトナム人看護師候補者　平成三十年十月一日

2　平成二十七年度入国特例ベトナム人看護師候補者　平成三十年十月一日

3　平成二十七年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者　平成三十年十月一日

七　受け入れている特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者が失踪した場合にはこれを知った日時及び失踪状況について、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第五に定める手続を経て指定された特例受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合にはこれを知った日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該特例ベトナム人看護師候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

第五　特例としての在留資格の変更の手続

一　第三のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

四　特例雇用受入れ施設が特例ベトナム厚生労働省告示第二の二に定める要件を満たしており、かつ、同施設で行う研修が同告示第二の三に定める要件を満たしていること。

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、平成三十年一月一日現在で受入れ調整機関（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、平成二十九年十月一日現在で受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

七　受け入れている特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者が失踪した場合にはこれを知った日時及び失踪状況について、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第五に定める手続を経て指定された特例受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合にはこれを知った日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該特例ベトナム人看護師候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

第五　特例としての在留資格の変更の手続

一　第三のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、平成二十九年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。